

III. 輸出取引の流れ



目次

- 1. はじめに
- 2. 国際物流
- 3. 輸出する場合の貨物の流れ
- 4. 輸出手続/関係書類のフロー
- 5. AEO制度

1. はじめに

輸送



A 地点

B 地点

例)

時間

車(トラック)

60km/時間

飛行機(貨物専用船)、船(コンテナ船)

飛行機 900km/時間

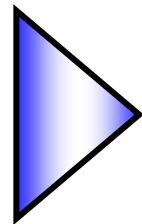
船 40km/時間

手段

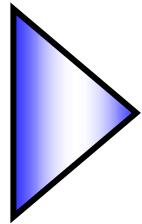


身の回りのものを見てみよう

ボールペン

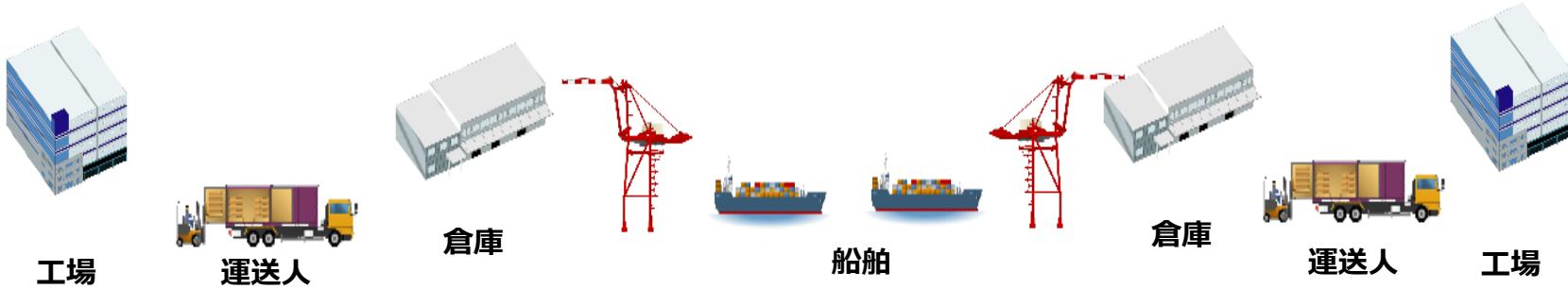


自家用車



物流：貨物の流れをイメージする

コンテナ輸送の場合



搬出,
貨物引取

搬入,
通関,
バンニ
ング

海上
輸送

横持,
通關

納入

2. 国際物流



輸出入とは？（日本から見た場合）

輸出：内国貨物 → 外国貨物にする（税関経由）
輸入：外国貨物 → 内国貨物にする（税関経由）

- ✓ 危険負担・費用負担範囲は契約によって異なる。
→ 【インコタームズ2020】
- ✓ 金銭の支払い、受け取りには信用が付きまとう。
→ 【信用状決済 等】
- ✓ 個人の売買と異なり、自国及び相手国にはそれぞれの規制がありこれを遵守する必要がある。
→ 【コンプライアンス】
- 物を送る（受け取る）方法には、相手のニーズ、費用、物の大きさ等を考慮し、最適方法を見出す事。

実 行

貿易実務

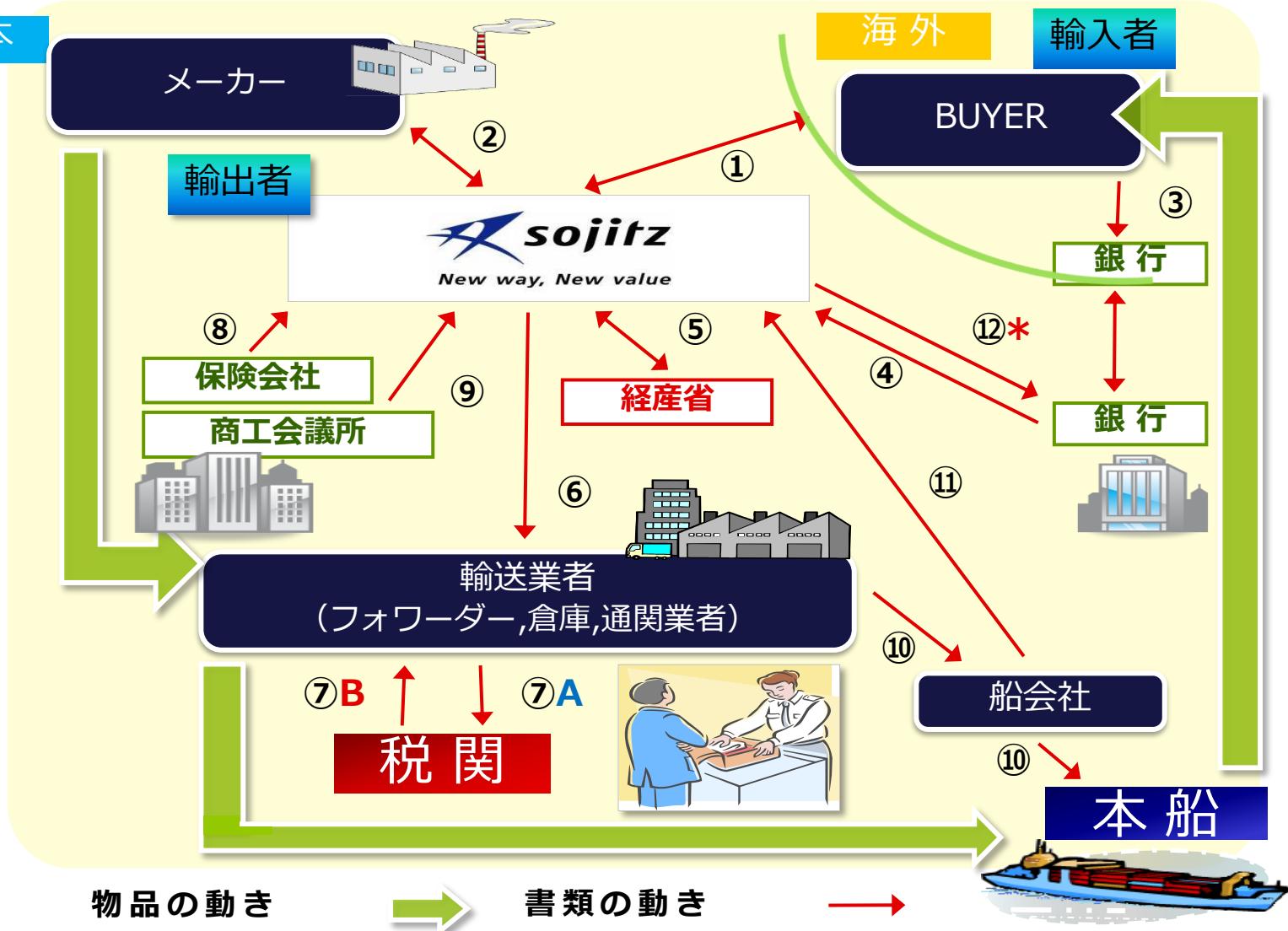
3. 輸出する場合の貨物の流れ

- 輸出しようとする貨物は、メーカーから保税地域(倉庫等)に搬入される。
- 保税倉庫にて、税関に対し輸出申告し、輸出許可を受け、輸送される航空機、本船に搭載される。



4. 輸出手続/関係書類のフロー

日本



4. 輸出手続/関係書類のフロー

輸出手続	関係書類
①売買契約締結	売買契約書
②注文・発注	注文書・発注書
③信用状開設	信用状
④信用状接受	
⑤輸出承認	輸出承認書
⑥船積依頼	船積依頼書
⑦A/B 輸出申告・許可	輸出申告書・輸出許可書
⑧貨物海上保険 付保	貨物海上保険証券
⑨原産地証明	原産地証明書
⑩船積指図	船積指図書
⑪船荷証券発行	船荷証券
⑫荷為替手形買取依頼	為替手形・船荷証券

輸出関連書類 補足

⑥船積依頼書(Shipping Instruction)

船積書類作成、本船船積までの作業と手続上の指示を記載し通関業者に送付する。

※D/R = Dock Receipt 船会社が荷主から貨物を受け取ったことを証明する書類

⑦輸出通関書類

送り状(Invoice)

船積された貨物の明細書であり輸出者が輸入者宛に発行する代金請求書。

梱包明細書(Packing List)

船積された貨物の荷印、箱番号、包装形態、重量、容積、箱ごとの貨物明細などを記入した書類。商品区分、仕分けなどを行う際に使用される。

⑧貨物海上保険証券(Insurance Policy)

保険契約成立とその内容を証明するために保険者がその契約内容を記載し、保険契約者に送付する証券。

⑨原産地証明書(Certificate of Origin)

貨物が輸出国の原産であることを証明した書類。商工会議所で発給を受けることができ、通常の原産地証明書、特定原産地証明書の2種類がある。

⑪船荷証券(Bill of Lading)

運送人と荷主との間で物品運送契約を結んだことを証明する書類。荷主の請求により運送人が発行する。運送契約書であり、その所有者に貨物を引き渡すことを約束した引換証であり、流通性を持つ有価証券でもある。

原産地証明書について

- ①商工会議所が発行する原産地証明書のサンプルを参照ください。
- ②記載事項の内容も合わせて確認してください。

注意！！

商工会議所が原産地を証明しているのは、あくまでも生産者・輸出者からの申請に基づいています。輸入者から原産国が異なる等の通報が商工会議所に入り、発給停止等の措置が講じられた事案もありますので、原産地判定は十分注意して行ってください。

5. AEO制度①

AEO (Authorized Economic Operator) 制度
= 認定事業者制度



貨物のセキュリティ管理とコンプライアンス(法令順守)の体制が整備された事業者として、あらかじめ税関長の認定を受けた者が税関手続の簡素化・迅速化等のメリットを得る制度。

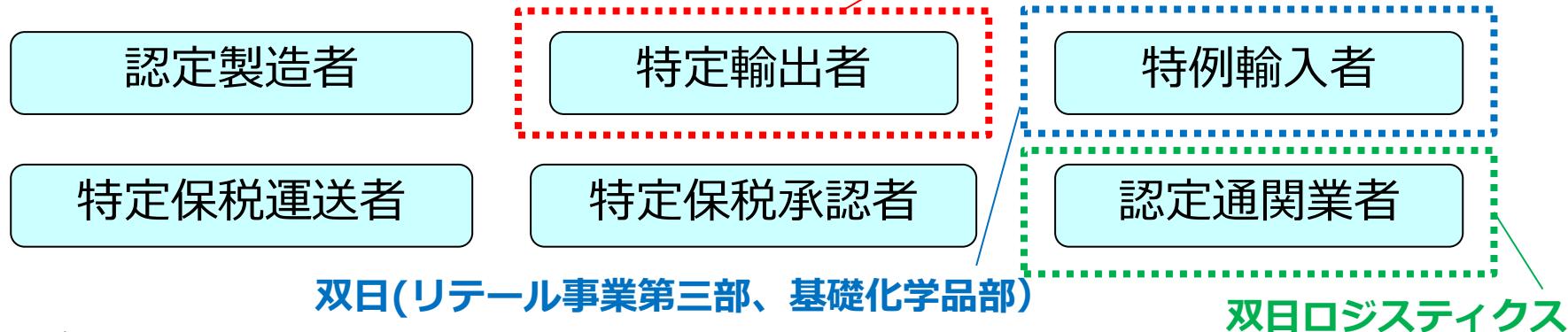
■ AEO制度の成り立ち

- ・ 2001年9月11日 アメリカで同時多発テロ発生
- ・ 2001年11月 アメリカで政府がC-TPATを導入
(Customs-Trade Partnership Against Terrorism)
- ・ 2005年から2006年にかけてWCO(世界税関機構)がサプライチェーンの安全と貿易円滑化を目的として「基準の枠組み」をまとめた

→ 各国でAEO制度の整備が開始された

5. AEO制度②

◆日本のAEO制度 = 6事業種

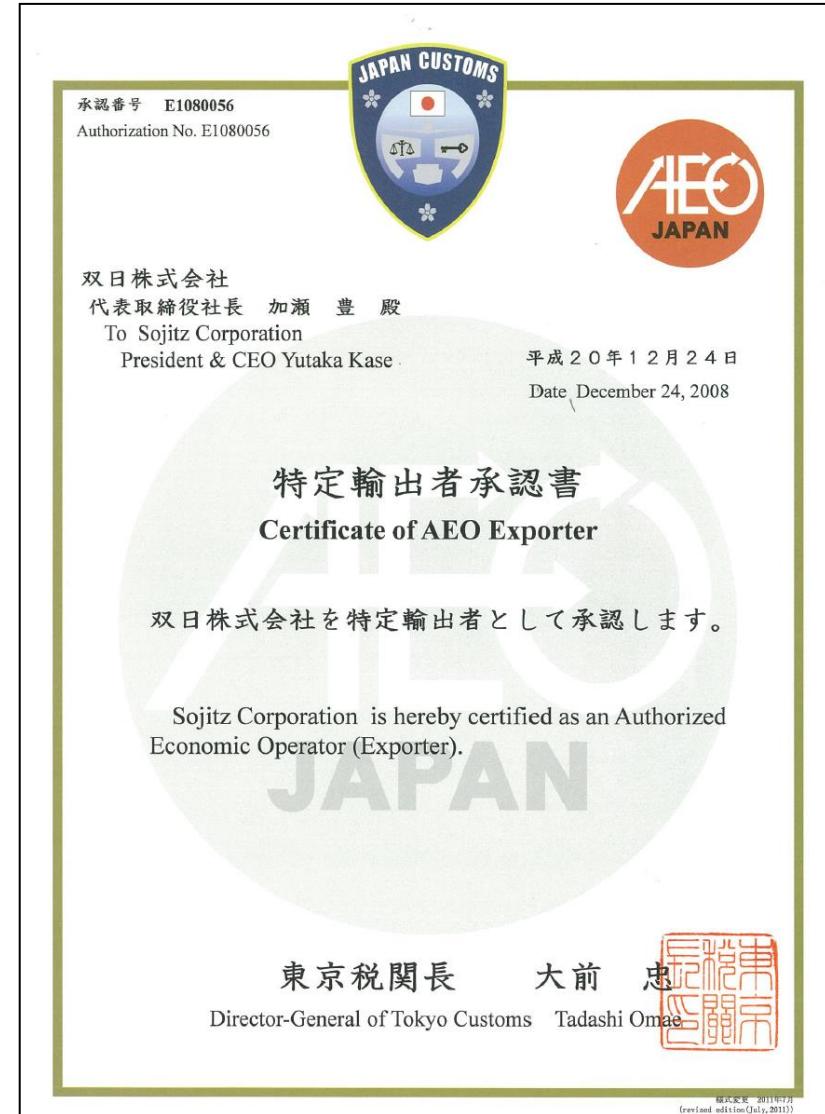
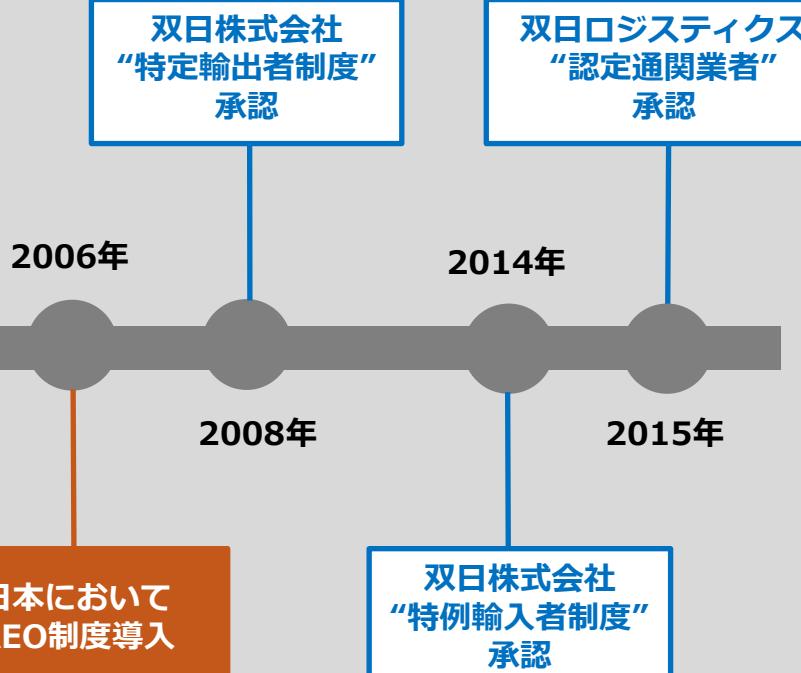


◆各国AEO制度の例

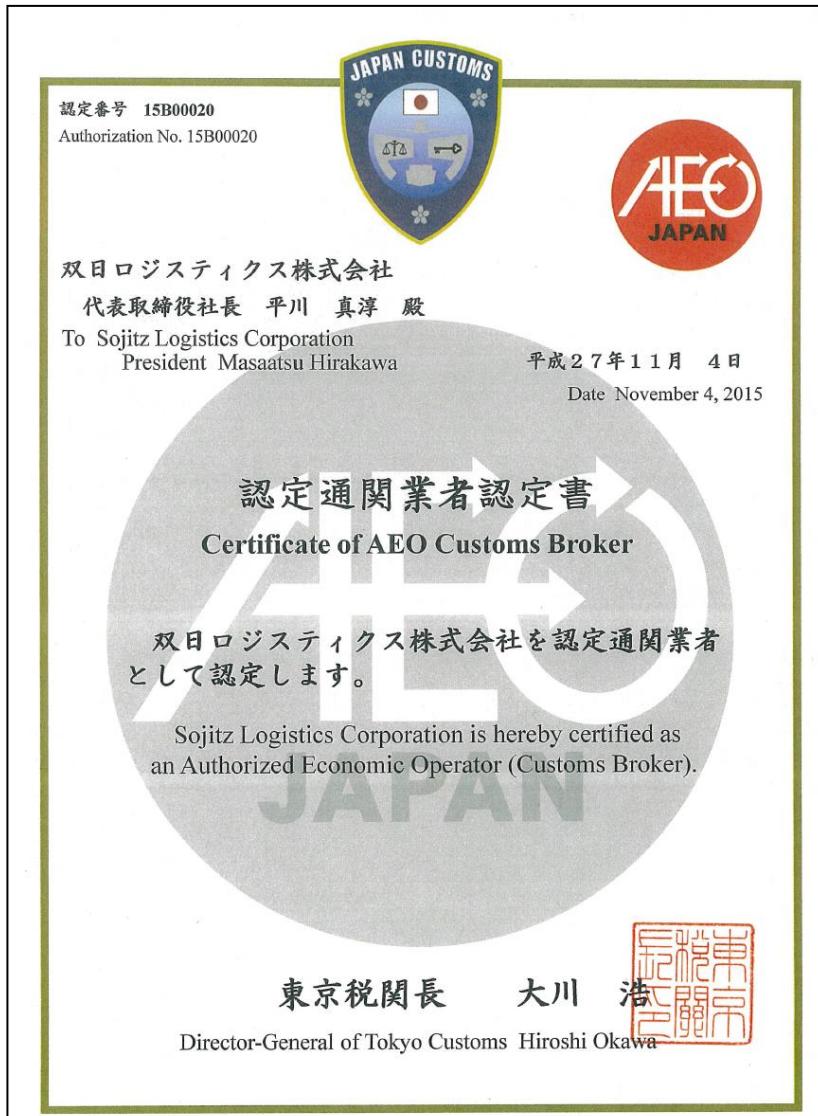
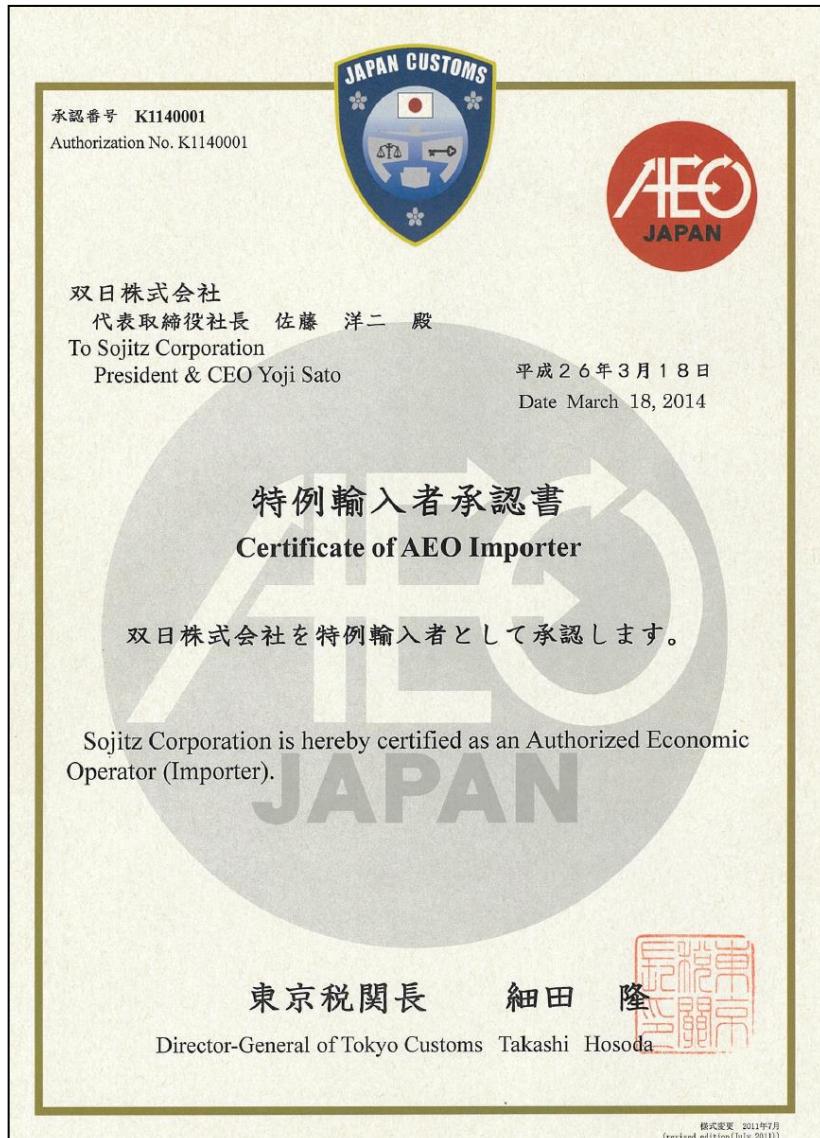
	制度名	開始時期	制度対象	対象事業者
日本	AEO	2006.3	輸出入	6事業種
米国	C-TPAT	2001.11	輸入	全事業種
シンガポール	STP(Secure Trade Partnership)	2007.5	輸出入	全事業種
EU	AEO	2008.1	輸出入	全事業種
中国	CME(Classified Management of Enterprises)	2008.4	輸出入	輸出者、輸入者、通關業者
韓国	AEO	2009.4	輸出入	輸出入者

双日/グループのAEO認定

双日/グループのAEO認定経緯



双日/グループのAEO認定



AEO相互承認

相互承認

それぞれ国のAEO制度(AEO事業者)を相互に承認することにより、二国間物流におけるセキュリティレベルを向上させつつ、国内外一貫した一層の物流円滑化を目指すもの

